

## 指名停止措置の概要

### 1 指名停止の措置を受けた者及び住所

株式会社ライムイシモト  
長崎県諫早市貝津町2071-7

### 2 指名停止の期間及び措置対象区域

令和7年9月4日～令和7年12月3日（3ヵ月）

九州区域（福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県）

東海区域（岐阜県、愛知県、三重県）

近畿区域（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県）

### 3 指名停止理由

株式会社ライムイシモトは、建設業法（昭和24年法律100号）に基づく経営事項等評価申請書において、水増した完成工事高を計上し審査を受けたことが、建設業法第28条第1項第2号に該当するとして、令和7年6月13日に建設業許可行政庁である長崎県より45日間の営業停止処分を受けた。

このことが、「農林水産本省営繕工事請負契約指名停止等措置要領」（昭和59年5月1日付け59経第779号農林水産大臣官房経理課長通知）別表第2第13号（建設業法違反行為）に該当するため。

### 4 農林水産本省営繕工事請負契約指名停止等措置要領の該当要件

別表第2第13号（建設業法違反行為）

（農林水産本省営繕工事請負契約指名停止等措置要領）

別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措置要件	期間及び措置対象区域
（建設業法違反行為） 13 当該区域内において、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 当該区域を対象として 1ヵ月以上9ヵ月以内